

# 標準開示フォーマット(特定非営利活動法人用)

報告年月日

報告者氏名

当該法人における役職

## 1. 組織情報

■法人名称

■所轄庁

■主たる事業所の所在地

■従たる事務所の所在地

■代表者氏名

■法人設立登記年月日

■定款に記載された目的

■活動分野

- |  |  |   |
|--|--|---|
| <input type="checkbox"/> 保健・医療・福祉      | <input checked="" type="checkbox"/> 社会教育     | <input type="checkbox"/> まちづくり                |
| <input type="checkbox"/> 学術・文化・芸術・スポーツ | <input type="checkbox"/> 環境の保全               | <input type="checkbox"/> 災害救援                 |
| <input type="checkbox"/> 地域安全          | <input type="checkbox"/> 人権・平和               | <input checked="" type="checkbox"/> 国際協力      |
| <input type="checkbox"/> 男女共同参画社会      | <input checked="" type="checkbox"/> 子どもの健全育成 | <input type="checkbox"/> 情報化社会                |
| <input type="checkbox"/> 科学技術の振興       | <input type="checkbox"/> 経済活動の活性化            | <input checked="" type="checkbox"/> 職業能力・雇用機会 |
| <input type="checkbox"/> 消費者の保護        | <input type="checkbox"/> 連絡・助言・援助            |   |

■事業活動の概要

(400字以内)

公開用電話番号

■ファックス

■ホームページ

■メールアドレス

■常勤職員数

■認定  (認定NPO法人の場合は、チェックを入れて、以下の項目も入力)

認定年月日

認定満了日

相対値基準

絶対値基準

条例指定

仮認定

■閲覧書類の添付  定款

事業報告書	財産目録	貸借対照表	活動計算書/ 収支計算書
<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>

※閲覧書類がインターネットで公開されている団体につきましては、当該ウェブページのURLをご記入ください。

2.財務情報

・事業年度(直近の決算:平成22年度(平成22年4月1日～平成23年3月31日))

・活動計算書・収支計算書

科目	特定非営利活動に関わる事業	その他の事業	合計
I 経常収益計	14,989,418		14,989,418
1. 受取会費	553,000		553,000
2. 受取寄付金	1,077,391		1,077,391
3. 受取民間助成金	0		0
4. 受取公的補助金	0		0
5. 自主事業収益	116,420		116,420
(うち介護事業収益)	0		0
6. 受託事業収益	12,982,323		12,982,323
(うち公益受託収益)	0		0
7. その他収益	260,283		260,283
II 経常費用計	14,289,905		14,289,905
1. 事業費	13,968,556		13,968,556
(うち人件費)	5,599,400		5,599,400
2. 管理費			
(うち人件費)	321,349		321,349
III 当期経常増減益			
IV 経常外収益計			
V 経常外費用計			
VI 経理区分振替額			
VII 当期正味財産増減額			
VIII 前期繰越正味財産額			
IX 次期繰越正味財産額			

・貸借対照表

平成23年3月31日現在

1. 資産の部		II 負債の部	
2. 流動資産	699,513	1. 流動負債	0
3. 固定資産	0	2. 固定負債	0
		負債合計	0
		III 正味財産の部	
		正味財産合計	699,513
資産合計	699,513	負債及び趣味財産合計	699,513

・準拠している会計基準 その他

・監査の実施      ✓ 監事監査

# 宮崎国際ボランティアセンター定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この会は、特定非営利法人宮崎国際ボランティアセンターといたします。

(事務所)

第2条 この会は、事務所を宮崎市に置きます。

(目的)

第3条 この会は、草の根の視点から、NGOとして、劣悪な環境の下にある子どもたちやその親たちへの教育支援、自立支援のための援助活動に取り組み、インド、カリンボンでの教育支援事業に関わる他の7カ国の団体と協力関係を強化しながら、当該地域の活性化や他の国々への援助活動をも視野に入れて活動を進め、国内においては様々な行事、学習会等を通して、開発途上国の人々の置かれている状況を多くの人々に伝え、国際協力の重要性についての啓発活動を進めることを目的とします。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この会は、前条の目的を達成するために、次に掲げる種類の特定非営利活動を行います。

- (1) 社会教育の推進を図る活動
- (2) 国際協力の活動
- (3) 子どもの健全育成を図る活動
- (4) 以上の活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(特定非営利活動に係る事業)

第5条 この会は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行います。

- (1) インド、カリンボンにある「ドクターグラハムズ・ホームズ」での子どもたちの養育、教育支援事業の推進
- (2) 同施設卒業後の生徒の自立・支援の推進
- (3) 開発途上国における地域産業活性化への技術協力の推進
- (4) 世界7ヶ国のNGOとの連携・協力の推進
- (5) 開発途上国の教育に対する理解と協力のための広報活動
- (6) 教育支援のための各種イベント等の事業
- (7) その他目的を達成するために必要な事業

## 第2章 会員及び会費

(会員)

第6条 この法人の会員は次の3種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法上の社員とします。

- (1) 正会員 この会の目的に賛同して入会した個人
- (2) 賛助会員 この会の事業を賛助するために入会した個人
- (3) 団体会員 この会の目的に賛同して入会した団体

(入会)

第7条 会員になろうとするものは、入会申込書を理事長に提出し、理事会の承認を受けなければなりません。

2 理事会は正当な理由がない限りそのものの入会を認めなければなりません。

3 理事長は、入会を認めないときは、速やかに、本人にその旨を通知しなければなりません。

(会費)

第8条 この会の会員は、総会において別に定める会費を納入しなければなりません。

2 既納の会費は返還しません。

(資格の喪失)

第9条 この会の会員は次の場合その資格を失います。

- (1) 退会
- (2) 除名
- (3) 本人の死亡

(退会)

第10条 会員がこの会を退会しようとするときは理事長に届け出なければなりません。

2 会員の死亡の場合は、自然退会とします。

(除名)

第11条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは理事会の議決により除名します。

- (1) 本会の名誉を傷つけ又は本会の目的に反する行為を行ったとき
- (2) 会費を3年間滞納した時

### 第3章 役員

(役員)

第12条 この会は理事会を組織し次の役員を置きます。

- (1) 理事長 1人
- (2) 副理事長 1人
- (3) 理事 3人以上10人以内
- (4) 監事 2人

2 この会には、必要に応じ、総会の承認を得て、専務理事、常務理事を置くことができます。

(役員を選任)

第13条 理事及び監事は総会において選任します。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選により定めます。

3 監事は、理事又はこの会の職員を兼ねることはできません。

(役員の仕事)

第14条 理事長は、この会を代表し、その業務を統括します。

2 副理事長は理事長を補佐し理事長に事故あるときはその職務を代理します。

3 理事は、理事会を構成し、定款の定め及び理事会の議決に基づき、この会の業務を執行します。

4 監事は、この会の財務及び業務の監査を行い、その結果を理事会に報告します。

5 前項の規定による監査の結果、本会の事業に関し不正の行為又は定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告します。

(役員の仕事)

第15条 役員の仕事は2年とし、再任を妨げません。

2 補欠選任された役員の仕事は、前任者の残任期間とします。

3 役員が辞任又は任期满了後においても、最小の役員数を欠く場合には、後任者が就任するまで、その職を行います。

(役員の仕事)

第16条 この会の役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会において正会員総数の4分3以上の議決により解任することができます。

(1) 心身の故障により職務遂行にたえられないとき

(2) 役員たるにふさわしくない行為があったとき

(役員の仕事)

第17条 この会の役員は原則として無報酬とします。ただし、総会で特に必要と認められたときはこの限りではありません。

(職員)

第18条 削除

(職員の仕事)

第19条 削除

## 第4章 総会

(総会の種類及び構成)

第20条 この会の総会は、通常総会と臨時総会とします。

2 総会は、正会員を持って構成します。

(権能)

第21条 総会は、この会の運営に関する次の事項を議決します。

(1) 事業計画及び収支予算の承認

(2) 事業報告及び収支決算の承認

(3) 役員の仕事及び解任

(4) 年会費の額

(5) 定款の変更

(6) 合併

(7) 解散

- (8) 解散した場合の残余財産の処分
- (9) その他、理事会が総会に付すべき事項として議決した事項

(開催)

第22条 通常総会は、事業年度終了後3ヶ月以内に開催します。

2 臨時総会は、次の場合に開催します。

- (1) 理事会が必要と認めたとき
- (2) 正会員総数の5分の1以上の要求があったとき
- (3) 監事から招集があったとき

(招集)

第23条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集します。

2 総会を招集する場合は、日時及び場所並びに会議の目的、内容を示した招集通知を開会日の2週間前までには出します。

(議長)

第24条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出します。

(定足数)

第25条 総会は、正会員総数の過半数以上の出席があれば成立することとします。

(議決)

第26条 総会の議事は、この定款に定めるもののほか、正会員の過半数の同意をもって決します。

2 総会において、第21条第2項の規定により、あらかじめ通知された事項について議決します。ただし、緊急を要する議事については、出席構成員の3分の2以上の同意があれば、この限りではありません。

(書面表決等)

第27条 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、他の正会員を代理人として表決を委任することができます。

(議事録)

第28条 総会の議事については、必要な事項を記載した議事録を作成します。

2 議事録については、議長のほか出席者代表2名の署名押印を得なければなりません。

## 第5章 理事会

(理事会)

第29条 この会には会議として理事会を置きます。

2 理事会は構成員の3分の2以上の出席で成立し、議事は特に定められた場合を除き過半数で決します。

3 理事会に出席しない理事は、書面又は代理人をもって表決権を行使できます。

4 理事会の議長は理事長もしくは理事長が指名した者がこれに当たります。

(招集)

第30条 理事会は、理事長が招集します。

2 理事会は理事長が必要と認めたとき又は理事会構成員の3分の1以上の要求があった

とき開催します。

3 理事会は第12条の(1)から(3)までに規定する役員で構成します。ただし、監事は必要により出席し意見を述べることができます。

(理事会の議決事項)

第31条 理事会はこの定款に定めるもののほか、次に掲げる事項を議決します。

- (1) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (2) 総会に付議すべき事項
- (3) 事業計画及び収支予算の軽微な変更
- (4) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(議事録)

第32条 理事会は、議事録を作成し、出席者代表2名の署名押印を得なければなりません。

## 第6章 会計及び資産

(会計)

第33条 この会の経費は会費、収益金、寄付金及びその他の収入をもって充てます。

2 この会の会計年度は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わるものとします。

3 この会の会計については年度中又は終了後に監事の監査を受けなければなりません。

(資産の管理)

第34条 この会の資産は、理事長が管理し、その管理方法は理事長が理事会の議決を経て別に定めます。

(事業計画及び予算)

第35条 この会の事業計画及びこれに伴う予算は、理事長が作成し、その事業年度開始前に総会の議決を得なければなりません。

第36条 事業計画及び予算の軽微な変更は、理事会の議決を得て行うことができます。この場合において、理事長は、変更した内容について、当該事業年度内に開催される総会に報告しなければなりません。

(事業報告及び決算等)

第37条 この会の事業報告及び決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を経て、総会の議決を得なければなりません。

(事業年度)

第38条 この会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わります。

## 第7章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第39条 この会の定款は総会の3分の2以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得て変更することができます。

(解散)

第40条 この会の解散は、理事会の4分の3以上の議決を経、総会の承認を得、かつ、所轄所の認定を得なければなりません。

(公告の方法)

第41条 この会の公告は、この会の掲示場に掲示するとともに、必要により新聞にも掲載します。

## 第8章 事務局

(事務局)

第42条 この会の事務を処理するため、この会に事務局を置きます。

2 事務局には事務局長その他の職員を置きます。

3 事務局長その他の職員は理事長が任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項については理事長が理事会の議決を経て別に定める。

## 第9章 補助

(帳簿等)

第43条 この会には、次の書類及び帳簿を備え、次の期間保存しなければなりません。

(1) 定款	永久
(2) 役員及び職員の名簿及び履歴書	永久
(3) 資産及び負債に関する台帳	10年
(4) 収入及び支出に関する帳簿及び証券証書	5年
(5) 理事会の議事録、総会の議事録	5年
(6) 業務日誌	3年
(7) 往復文書綴	1年
(8) その他必要な書類及び帳簿	1年

(細則)

第44条 この会運営のため必要な細則は、理事会において定め、総会において承認を受けます。

付則

1 この定款は、この会の成立の日から効力を生じます。

2 この会の設立当初の役員は、第13条第1項の規定にかかわらず、別紙役員名簿のとおりとし、その任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、次の総会が開かれる日までとします。

3 この会の設立当初の事業年度は、第38条の規定にかかわらず、成立の日から、翌年の3月31日までとします。

4 この会の設立当初の事業年度の事業計画及び予算は、第35条1項の規定にかかわら

ず、設立総会の定めるところとします。

5 この会の設立当初の会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とします。

(1) 正会員	年間費	6,000 円
(2) 賛助会員	年間費	3,000 円
(3) 団体会員	年間費	10,000 円

## 平成 22 年度事業報告書

(平成 22 年 3 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日)

特定非営利活動法人 宮崎国際ボランティアセンター

### 1、事業の成果

平成 22 年度は当初に次の 5 つの活動方針をあげて取り組んだ。

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"><li>(1) DGH の子供達への養育教育資金援助を行う。</li><li>(2) JICA 草の根技術協力事業「パートナー型」2 年目に入り継続して事業に取り組む。</li><li>(3) 国際協力ネットワークを通じて一般市民を対象に、真の国際協力に対する理解を深めるための啓発活動を推進する。</li><li>(4) 「21 世紀東アジア大交流計画事業」を JICE の委託事業として成功させる。</li><li>(5) スタディーツアーを行う。</li></ul> |
|--|

① 子どもたちの支援をはじめて 20 周年が経過し、平成 22 年 10 月 3 日センター創立 20 周年記念行事を開催した。当日は当団体理事・会員および一般の方々をはじめ約 50 名が出席。記念式典は 1 部（センター関係）と 2 部（JICA プロジェクト関係）に分けて構成し、1 部では DGH の子供たちの日常生活をビデオ映像で紹介、創立当初からセンターの活動に携わってきた吉村理事から話があった。子どもたちの養育・教育資金援助は、当団体の事業目的の一つに据えた活動であり、会員の皆様からの会費および寄付などで、12 名の子どもたちの支援を行った。内 3 名が、年度末に卒業した。年々、会費収入が減少していくのが問題である。

② JICA 草の根技術協力事業「パートナー型」2 年目を終え、昨年同様、インド政府機関との連携で質の高い研修が維持出来たと思っている。稲作・野菜栽培に加え、病害虫対策を中心に研修を実施。コーポラティブ組織の生産部門をより強化するため、栽培技術のリーダー育成をすすめてきた。その一環として、インドからディペンドラ青年がコーポラティブ組織の勉強に来宮し、研修を約 1 ヶ月間行った。2 年目を、ほぼ予定にそって事業を実施してこられたことに関係者、協力をいただいた方々に心から感謝している。

平成 22 年 10 月 3 日、JICA 中間報告会を開催。中間報告会では、事業の抱える課題やこれまでの成果、自立発展性確保の展望について、PM 杉本と現地調整員、前原を中心に報告を行った。JICA 九州からは、中森氏が遠方より参加、また草の根技術協力のパートナー型から長年携わっている、農業技術指導員の高橋氏や河野氏も報告会に出席していただき、コメントをいただいた。このような機会を通して当団体が、現地カリポンで長年にわたり活動を継続し、JICA プロジェクトとしてどういった成果や課題があるのかについて、関係者が情報を共有し合える良い機会となった。

③ 宮崎市内の国際協力ネットワークでイベントを計画し、2011 年 1 月に 2 日間に渡って写真展を含む啓発交流会を行うことが出来た。今回は、前年に引き続き、宮崎県立大宮高校、宮崎北高校、宮崎工業高校そして本年は宮崎学園からも多数のボランティア参加があり、未来を担う若い力として、高校生の力を存分に発揮してもらった。当日は、各 NGO 団体の紹介の他に、サリーの着付けやバルーン作りなども行い、高校生もボランティア体験を通して、身近な国際協力に触れることが出来たと喜びの声が多くあった。

④ 「21 世紀東アジア大交流計画事業」は、口蹄疫の影響に加え、インド募集人員の不足など特別な事情も重なった為、6 月 1 日 JICE 本部より宮崎県での受け入れ中止の連絡が入った。非常に残念である。

⑤ スタディーツアーは、口蹄疫の影響もあり参加希望者が少なかった為、本年度の実施を中止。

H22年度 J I C A事業支出状況報告書

事業名 地域園芸振興プロジェクト

対象国名 インド

契約金額 12,772,323 円

(単位：円)

経費区分	費目	内訳	金額	
1. 直接費	(1) 海外活動費	①-1 派遣諸費 (日本ーインド航空賃)	864,848 円	
		①-2 派遣諸費 (内国旅費、宿泊料その他)	814,954 円	
		②現地業務補助員経費 (プラビール、ビデオ、スパシ他 給与)	1,959,588 円	
		③海外活動諸費 (車両借り上げ、研修生宿泊補助)	1,010,597 円	
	(2) 国内活動費	④受入諸費	0 円	
		⑤国内業務費 (中間報告会、パンフレット制作)	59,650 円	
	(3) 設備・機材費	⑥基盤整備費 (海外分)	0 円	
		⑦資機材購送費	⑦-1 (海外調達分)	0 円
			⑦-2 (国内調達購入分)	0 円
			⑦-3 (国内調達送付分)	0 円
(4) 直接人件費	⑧直接人件費 (プロジェクトマネージャー、現地調整員、国内調整員給与)	5,599,400 円		
2. 間接費	(5) 管理費	⑨-1 管理経費A 直接人件費 (現地分) ×0.2	496,880 円	
		⑨-2 管理経費B 直接人件費 ×0.25	1,399,850 円	
3. 非課税取引にかかる消費税及び地方消費税※1			566556 円	
4. 合計額 (うち消費税額等：「4. 合計金額」 × 5/105 = _____ 円※2)			12,772,323 円	

## 平成22年度収支計算書

(平成22年4月1日から平成23年3月31日まで)

特定非営利活動法人 宮崎国際ボランティアセンター

収入の部	予算額	決算	差異	備 考
1.会費収入	1,000,000	553,000	447,000	会費88名分
2.寄付金	500,000	1,077,391	-577,391	通常寄付528,701(牧野氏200,000佐々木社中101,000本部氏30,000杉本30,000他)・記念誌作成寄付337,000(上原氏50,000杉本50,000井上清美氏35,000牧野氏30,000他)新老人の会より174,000
3.事業収入				
講演会収入	100,000		100,000	
カレーエイド	100,000	10,000	90,000	セレモニーカレーエイド参加費・物品販売
イベント収入	200,000	106,420	93,580	フリマのみ3回、セレモニーフリマ
4.JICA事業	13,121,045	12,772,323	348,722	
5.JICE事業	400,000	210,000	190,000	JICE事業中止の為事前準備費としてJICEより
6.助成金および賞金収入	0	0	0	
7.その他の収入	260,000	0	260,000	
8.雑収入	0	0	0	
9.利子	0	151	-151	
10.借入金				
短期借入収入	0	0	0	
長期借入収入	0	0	0	
11.立替金収入	0	0	0	
12.預り金収入	0	0	0	
当期収入合計 (A)	15,681,045	14,729,285	951,760	
前期繰越額	260,133	260,133	0	
収入合計 (B)	15,941,178	14,989,418	951,760	
支出の部				
1.事業費				
養育教育費	1,000,000	811,730	188,270	インドへ送金800000 お土産、カード11,730
助成金による事業費として	0	0	0	
イベント関連費				
講演会費	0	0	0	
カレーエイド	50,000	10,053	39,947	セレモニーカレーエイド材料費
イベント経費	10,000	312,450	-302,450	セレモニー記念誌287,450 製作謝礼25,000
JICA事業経費	13,121,045	12,772,323	348,722	JICA会計参照
JICE事業経費	200,000	62,000	138,000	JICE通訳補償費55000
旅費交通費	50,000	0	50,000	
広報費	150,000	0	150,000	
2.管理費				
人件費	200,000	0	200,000	
福利厚生費	10,000	0	10,000	
通信費	120,000	91,810	28,190	クロネコヤマト、切手代
電話代	150,000	159,000	-9,000	NTTコミュニケーションズ BBIQ光電話
荷造運送費	10,000	11,165	-1,165	宮崎～福岡空港間荷物運送費(インド出発時)
家賃 水道光熱費	120,000	0	120,000	
接待交際費	20,000	9,365	10,635	
事務用消耗品費	60,000	5,485	54,515	封筒代
備品消耗品費	120,000	0	120,000	
新聞図書費	5,000	0	5,000	
修繕費	25,000	0	25,000	
車両燃料費	10,000	0	10,000	
保険料	20,000	11,654	8,346	労働保険
租税公課	5,000	0	5,000	
諸会費	21,000	26,000	-5,000	NPO宮崎、国際交流協会、ネットワーク、JNNE
支払手数料	10,000	3,020	6,980	会費引落し手数料、セレモニー寄付支払手数料
雑費	10,000	3,850	6,150	
3.借入金返済支出				
短期借入金返済支出	0		0	
長期借入金返済支出	0		0	
4.予備費	444,133		444,133	
支出の部 合計(C)	15,941,178	14,289,905	1,651,273	
(A)-(C)	-260,133	439,380	-699,513	
(B)-(C)	0	699,513	-699,513	

(法第28条第1項関係様式例)

平成22年度貸借対照表

(平成23年3月31日現在)

特定非営利活動法人 宮崎国際ボランティアセン

科 目 ・ 摘 要	金 額	
I 資産の部		
1 流動資産		
現金・預金	699,513	
仮払金		
流動資産合計		699,513
2 固定資産		
固定資産物品	0	
その他の固定資産	0	
固定資産合計		0
資産合計		699,513
II 負債の部		
1 流動負債		
未払金	0	
預り金	0	
前受金	0	
短期借入金	0	
流動負債合計		0
2 固定負債		
※退職給与引当金	0	
※長期借入金	0	
固定負債合計		0
負債合計		0
III 正味財産の部		
1 繰越金残高		
		699,513
2 その他の正味財産		
		0
正味財産合計		699,513
負債・正味財産合計		699,513

(法第28条第1項関係様式例)

平成22年度 財産目録  
(平成23年3月31日現在)

特定非営利活動法人 宮崎国際ボランティアセンター

科目・摘要	金額	
I 資産の部		
1 流動資産		
現金・預金		
現金 現金手元許有高	14,379	
普通預金 宮崎銀行大島支店	259,004	
普通預金 ゆうちょ銀行	421,149	
普通預金 労働金庫	4,981	
仮払金	0	
流動資産合計		699,513
2 固定資産		
固定資産物品 コンピュータ他	0	
資産合計		699,513
II 負債の部		
1 流動負債		
未払金	0	
預り金	0	
前受金	0	
短期借入金	0	
流動負債合計		0
2 固定負債		
長期借入金	0	
固定負債合計		0
負債合計		0
差引正味財産		699,513